

○第 2 期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議設置要綱

令和 2 年 2 月 13 日要綱第 9 号

第 2 期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議設置要綱

(設置)

第 1 条 周南市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）及び周南市総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定並びに総合戦略の推進に当たり、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けを目的として、第 2 期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 戦略会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進に関すること。
- (3) 総合戦略に掲げる施策の成果の検証に関すること。
- (4) その他人口ビジョン及び総合戦略に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 戦略会議は、次に掲げる委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 地方創生に関して優れた見識を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、選任された日の属する年度の年度末までとする。ただし、令和元年度に選任された場合の任期については、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 戦略会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 戦略会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、企画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営について必要な事項は市長が別に定め、会議の運営について必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年2月13日から施行する。

2 周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議設置要綱（平成27年周南市要綱第85号の3）は、廃止する。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。